

厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(第 15 回)を開催 ～平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)が示される～

2 月 12 日(木)に第 15 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催され、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)が示された。

冒頭、事務局より「経済財政運営と改革の基本方針 2014」や「介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」をふまえ、月額+1.2 万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を行うとともに、各サービス収支状況や事業所の規模に応じ、メリハリをつけた改定であるとの説明があった。

具体的には、①福祉・介護職員の処遇改善(現行の処遇改善の更なる上乘せや福祉専門職員の配置割合の高い事業所の評価)、②障害児・者の地域移行・地域生活の支援、③サービスの適正な実施等(経営状況をふまえた見直し)の 3 つの基本的な考えに基づいた改定となった。資料説明、質疑応答を経た上で、内容は了承された。

田中障害福祉課長は、今後、「速やかにパブリックコメントを行い、3 月中～下旬には関係告示を発出する」と説明した。

(事務局による説明後の質疑応答)

- 入所から地域へ、個別サービス・重度者へのケアを手厚くするという基本的な方向性に基づいた改定内容であり評価できる。しかし、良い支援をして支援区分が下がって給付費が減る、頑張って就職できるように支援して利用枠が空くと給付費が減るというケースがある。こうした報酬の仕組みそのもののあり方が課題として残る(野沢アドバイザー)。
- 次回以降の報酬改定にかかる議論にむけて、明確な基準のないまま、収支差率が高い低いという議論ではなく、安定性や生産性などのさまざまな分析の視点を取り入れるべき。経営実態調査の結果をどのように評価するかの基準にかかる議論も必要となるではないか(井出アドバイザー)。
- 居宅介護など介護保険制度との並びで決めているものもあるが、そのロジックだけで進めてよいものか。処遇改善が、サービスの質の向上にどのようにつながるのか検証する必要がある。さまざまな加算要件となった研修受講についても、研修自体の質の確保は検討していく必要がある(沖倉アドバイザー)。
- 全体として、今回の改定内容について評価する意見が多かった。

こうしたアドバイザーからの意見を受けて、藤井障害保健福祉部長は、「事業者の経営実態をどれだけ正確につかめるかということで、経営実態調査のあり方については一番の課題であったと認識している。残った課題については、次回改定に向けて、経営実態調査の方法、報酬の仕組みについても議論をしていく必要がある」との発言があった。

当日の資料は、今後下記 URL に掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073989.html>

(※資料より抜粋)

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 (案)

第 2 各サービスの報酬改定の基本方向

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額 1.2 万円相当分）を行うための新たな区分を創設する。
- 新設する区分の算定要件として、現行加算のキャリアパス要件である
 - ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ② 資質向上のため計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することのいずれにも適合するとともに、定量的要件として、賃金改善以外の処遇改善の取組について、近年に新たに実施していることを要件とする。

※「福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて」(12～13 頁) 参照

(2) 福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設する。

[現行]

福祉専門職員配置等加算 (I)

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が 25%以上雇用されている事業所

- ①生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス 10 単位/日
- ②療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 7 単位/日

福祉専門職員配置等加算 (II)

生活支援員等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上雇用されている事業所 ① 6 単位/日 ② 4 単位/日

[見直し後]

福祉専門職員配置等加算 (I) 【新設】

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が 35%以上雇用されている事業所 ① 15 単位/日 ② 10 単位/日

福祉専門職員配置等加算 (II)

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所 ①10単位/日 ②7単位/日

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所

①6単位/日 ②4単位/日

(注) 現行の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、名称を福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)に変更する。

(3) 食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成27年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成30年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。
- その際、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直しを行う。
- なお、重度障害者等包括支援において短期入所を提供する場合についても同様の措置を講ずる。

●食事提供体制加算等の見直し

(障害福祉サービス)

日中活動系サービス [現行] 42単位/日 → [見直し後] 30単位/日

短期入所・宿泊型自立訓練 [現行] 68単位/日 → [見直し後] 48単位/日

重度障害者等包括支援 [現行] 68単位/日 → [見直し後] 48単位/日

(障害児通所支援)

児童発達支援・医療型児童発達支援

食事提供加算(Ⅰ) 42単位/日 → 30単位/日

食事提供加算(Ⅱ) 58単位/日 → 40単位/日

(4) 栄養マネジメント加算の見直し

- 施設に入所している利用者について、栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、施設入所支援及び福祉型障害児入所施設について、現行の加算単位を引き上げる。
- また、平成27年3月31日までとされている管理栄養士の配置要件の経過措置について、管理栄養士の役割や配置状況等を踏まえ、廃止する。

●栄養マネジメント加算の見直し

[現行] 10単位/日 → [見直し後] 12単位/日

(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 現在日中活動系サービスのみ算定できる視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について、施設

入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助も算定対象とする。

(6) 送迎加算の見直し

- 送迎加算については、平成 23 年度まで障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていた経緯から、これまで都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いとされている。このため地域により算定基準に格差が生じていることから、都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）について、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分を新たに設ける。
- また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象とする。
- なお、宿泊型自律訓練に係る送迎加算については、算定実績を踏まえ、廃止する。

●送迎加算の見直し（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）

[現行]

送迎加算 27 単位/回

1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合 その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、平均的に定員の 50/100 以上が利用している場合に算定。

[見直し後]

送迎加算 (I) 27 単位/回

1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ週 3 回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、平均的に定員の 50/100 以上が利用している場合に算定。

送迎加算 (II) 【新設】 13 単位/回

1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用している（利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、平均的に定員の 50/100 以上が利用していること）又は週 3 回以上の送迎を実施している場合に算定。

(7) 基準該当サービスの対象拡大

- 平成 24 年度に創設された看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の普及状況を踏まえ、新たに基準該当サービスの対象とする（報酬単位については、小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合と同一とする）。

(8) サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

- サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の配置要件に係る研修の修了の猶予措置について、地方自治体における研修修了者の養成状況等を踏まえ、以下の措置を講ずる。
 - ・ サービス管理責任者について、平成27年3月31日までの経過措置とされている平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置については、3年間の経過措置を設けた上で廃止する。
 - ・ 児童発達支援管理責任者について、平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設ける（平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。）。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設ける。

(9) 物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向(*)を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直しを行う。 *平成26年4月の消費税率引上げ(5%→8%)相当分を除く。
- その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助など一部のサービス区分については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

(10) 地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当が6区分(18%、15%、12%、10%、6%及び3%)から7区分(20%、16%、15%、12%、10%、6%及び3%)に見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分の見直しを行う。
- なお、障害者に係る地域区分は、前回改定で行った見直しが平成27年4月に完全施行されることを踏まえ、今回は見直しを行わない。

8. その他

(2) 補足給付の見直し

- 施設入所者の食費や居住に要する費用(食費・光熱水費)については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額(食費・光熱水費に係る平均的な費用の額)から、所得に応じた負担限度額を控除した差額をいわゆる「補足給付」として支給しているが、食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直す。

●補足給付に係る基準費用額の見直し

[現行]

基準費用額 58,000円

[見直し後]

基準費用額 53,500円

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

(※資料より抜粋)

| 現行 | 見直し後 |
|-------------------------|-------------------------|
| ●日中活動系サービス | ●日中活動系サービス |
| 第2 生活介護 | 第2 生活介護 |
| 生活介護サービス費（1日につき） | 生活介護サービス費（1日につき） |
| イ 生活介護サービス費 | イ 生活介護サービス費 |
| (1) 利用定員が 20 人以下 | (1) 利用定員が 20 人以下 |
| (一) 区分 6 1,299 単位 | (一) 区分 6 1,278 単位 |
| (二) 区分 5 981 単位 | (二) 区分 5 959 単位 |
| (三) 区分 4 703 単位 | (三) 区分 4 680 単位 |
| (四) 区分 3 634 単位 | (四) 区分 3 610 単位 |
| (五) 区分 2 以下 583 単位 | (五) 区分 2 以下 559 単位 |
| (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 |
| (一) 区分 6 1,170 単位 | (一) 区分 6 1,139 単位 |
| (二) 区分 5 883 単位 | (二) 区分 5 851 単位 |
| (三) 区分 4 632 単位 | (三) 区分 4 599 単位 |
| (四) 区分 3 572 単位 | (四) 区分 3 539 単位 |
| (五) 区分 2 以下 524 単位 | (五) 区分 2 以下 491 単位 |
| (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 |
| (一) 区分 6 1,138 単位 | (一) 区分 6 1,099 単位 |
| (二) 区分 5 854 単位 | (二) 区分 5 816 単位 |
| (三) 区分 4 604 単位 | (三) 区分 4 568 単位 |
| (四) 区分 3 538 単位 | (四) 区分 3 502 単位 |
| (五) 区分 2 以下 494 単位 | (五) 区分 2 以下 459 単位 |
| (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 |
| (一) 区分 6 1,090 単位 | (一) 区分 6 1,045 単位 |
| (二) 区分 5 825 単位 | (二) 区分 5 781 単位 |
| (三) 区分 4 589 単位 | (三) 区分 4 549 単位 |
| (四) 区分 3 532 単位 | (四) 区分 3 493 単位 |
| (五) 区分 2 以下 481 単位 | (五) 区分 2 以下 445 単位 |
| (5) 利用定員が 81 人以上 | (5) 利用定員が 81 人以上 |
| (一) 区分 6 1,076 単位 | (一) 区分 6 1,028 単位 |
| (二) 区分 5 811 単位 | (二) 区分 5 765 単位 |
| (三) 区分 4 576 単位 | (三) 区分 4 535 単位 |
| (四) 区分 3 517 単位 | (四) 区分 3 478 単位 |
| (五) 区分 2 以下 466 単位 | (五) 区分 2 以下 428 単位 |

●施設系サービス

施設入所支援

施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

| | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 451 単位 |
| (2) 区分5 | 380 単位 |
| (3) 区分4 | 307 単位 |
| (4) 区分3 | 231 単位 |
| (5) 区分2以下 | 167 単位 |

ロ 利用定員が41人以上60人以下

| | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 355 単位 |
| (2) 区分5 | 296 単位 |
| (3) 区分4 | 234 単位 |
| (4) 区分3 | 184 単位 |
| (5) 区分2以下 | 145 単位 |

ハ 利用定員が61人以上80人以下

| | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 294 単位 |
| (2) 区分5 | 246 単位 |
| (3) 区分4 | 197 単位 |
| (4) 区分3 | 161 単位 |
| (5) 区分2以下 | 131 単位 |

ニ 利用定員が81人以上

| | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 268 単位 |
| (2) 区分5 | 222 単位 |
| (3) 区分4 | 177 単位 |
| (4) 区分3 | 145 単位 |
| (5) 区分2以下 | 124 単位 |

●居住系サービス

共同生活援助

1 介護サービス包括型共同生活援助

イ 共同生活援助サービス費（I）

| | |
|---------|--------|
| (1) 区分6 | 645 単位 |
| (2) 区分5 | 528 単位 |
| (3) 区分4 | 449 単位 |
| (4) 区分3 | 383 単位 |

●施設系サービス

施設入所支援

施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

| | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 453 単位 |
| (2) 区分5 | 382 単位 |
| (3) 区分4 | 308 単位 |
| (4) 区分3 | 232 単位 |
| (5) 区分2以下 | 168 単位 |

ロ 利用定員が41人以上60人以下

| | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 356 単位 |
| (2) 区分5 | 297 単位 |
| (3) 区分4 | 235 単位 |
| (4) 区分3 | 185 単位 |
| (5) 区分2以下 | 146 単位 |

ハ 利用定員が61人以上80人以下

| | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 295 単位 |
| (2) 区分5 | 247 単位 |
| (3) 区分4 | 198 単位 |
| (4) 区分3 | 162 単位 |
| (5) 区分2以下 | 132 単位 |

ニ 利用定員が81人以上

| | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 269 単位 |
| (2) 区分5 | 223 単位 |
| (3) 区分4 | 178 単位 |
| (4) 区分3 | 146 単位 |
| (5) 区分2以下 | 125 単位 |

●居住系サービス

共同生活援助

1 介護サービス包括型共同生活援助

イ 共同生活援助サービス費（I）

| | |
|---------|--------|
| (1) 区分6 | 668 単位 |
| (2) 区分5 | 552 単位 |
| (3) 区分4 | 471 単位 |
| (4) 区分3 | 385 単位 |

| | | | |
|-------------------------------------|--------|-------------------------------|--------|
| (5) 区分2 | 294 単位 | (5) 区分2 | 295 単位 |
| (6) 区分1 以下 | 257 単位 | (6) 区分1 以下 | 259 単位 |
| ロ 共同生活援助サービス費 (Ⅱ) | | ロ 共同生活援助サービス費 (Ⅱ) | |
| (1) 区分6 | 594 単位 | (1) 区分6 | 617 単位 |
| (2) 区分5 | 477 単位 | (2) 区分5 | 501 単位 |
| (3) 区分4 | 398 単位 | (3) 区分4 | 420 単位 |
| (4) 区分3 | 332 単位 | (4) 区分3 | 334 単位 |
| (5) 区分2 | 243 単位 | (5) 区分2 | 244 単位 |
| (6) 区分1 以下 | 211 単位 | (6) 区分1 以下 | 212 単位 |
| ハ 共同生活援助サービス費 (Ⅲ) | | ハ 共同生活援助サービス費 (Ⅲ) | |
| (1) 区分6 | 561 単位 | (1) 区分6 | 584 単位 |
| (2) 区分5 | 444 単位 | (2) 区分5 | 467 単位 |
| (3) 区分4 | 365 単位 | (3) 区分4 | 387 単位 |
| (4) 区分3 | 299 単位 | (4) 区分3 | 301 単位 |
| (5) 区分2 | 210 単位 | (5) 区分2 | 211 単位 |
| (6) 区分1 以下 | 181 単位 | (6) 区分1 以下 | 182 単位 |
| ニ 共同生活援助サービス費 (Ⅳ) | | ニ 共同生活援助サービス費 (Ⅳ) | |
| (1) 区分6 | 675 単位 | (1) 区分6 | 699 単位 |
| (2) 区分5 | 558 単位 | (2) 区分5 | 582 単位 |
| (3) 区分4 | 479 単位 | (3) 区分4 | 502 単位 |
| (4) 区分3 | 413 単位 | (4) 区分3 | 415 単位 |
| (5) 区分2 | 324 単位 | (5) 区分2 | 326 単位 |
| (6) 区分1 以下 | 287 単位 | (6) 区分1 以下 | 289 単位 |
| ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助 サービス費 | 142 単位 | ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 | |
| へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 | | (1) 4 : 1 の場合 | |
| (1) 4 : 1 の場合 | | (一) 区分6 | 444 単位 |
| (一) 区分6 | 434 単位 | (二) 区分5 | 398 単位 |
| (二) 区分5 | 388 単位 | (三) 区分4 | 365 単位 |
| (三) 区分4 | 356 単位 | (2) 5 : 1 の場合 | |
| (2) 5 : 1 の場合 | | (一) 区分6 | 393 単位 |
| (一) 区分6 | 383 単位 | (二) 区分5 | 347 単位 |
| (二) 区分5 | 337 単位 | (三) 区分4 | 314 単位 |
| (三) 区分4 | 305 単位 | (3) 6 : 1 の場合 | |
| (3) 6 : 1 の場合 | | (一) 区分6 | 360 単位 |
| (一) 区分6 | 350 単位 | (二) 区分5 | 313 単位 |
| (二) 区分5 | 304 単位 | (三) 区分4 | 281 単位 |
| (三) 区分4 | 272 単位 | | |
| 2 外部サービス利用型共同生活援助 | | 2 外部サービス利用型共同生活援助 | |

| | |
|-------------------------------|--------|
| イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅰ) | 257 単位 |
| ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅱ) | 211 単位 |
| ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅲ) | 181 単位 |
| ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅳ) | 120 単位 |
| ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) | 287 単位 |

3 受託居宅介護サービス費

| | |
|--|--------|
| (1) 所要時間 15 分未満の場合 | 99 単位 |
| (2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合 | 199 単位 |
| (3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 271 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 90 単位を加算した単位 数 | |
| (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 580 単位に 所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数 | |

●訓練系・就労系サービス

第3 就労移行支援

就労移行支援サービス費（1 日につき）

イ 就労移行支援サービス費（Ⅰ）

| | |
|-------------------------|--------|
| (1) 利用定員が 20 人以下 | 839 単位 |
| (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | 747 単位 |
| (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 716 単位 |
| (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | 672 単位 |
| (5) 利用定員が 81 人以上 | 635 単位 |

ロ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）

| | |
|-------------------------|--------|
| (1) 利用定員が 20 人以下 | 522 単位 |
| (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | 465 単位 |
| (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 435 単位 |
| (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | 424 単位 |
| (5) 利用定員が 81 人以上 | 410 単位 |

| | |
|-------------------------------|--------|
| イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅰ) | 259 単位 |
| ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅱ) | 212 単位 |
| ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅲ) | 182 単位 |
| ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅳ) | 121 単位 |
| ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) | 289 単位 |

3 受託居宅介護サービス費

| | |
|--|--------|
| (1) 所要時間 15 分未満の場合 | 95 単位 |
| (2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合 | 191 単位 |
| (3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位 数 | |
| (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に 所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数 | |

●訓練系・就労系サービス

第3 就労移行支援

就労移行支援サービス費（1 日につき）

イ 就労移行支援サービス費（Ⅰ）

| | |
|-------------------------|--------|
| (1) 利用定員が 20 人以下 | 804 単位 |
| (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | 711 単位 |
| (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 679 単位 |
| (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | 634 単位 |
| (5) 利用定員が 81 人以上 | 595 単位 |

ロ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）

| | |
|-------------------------|--------|
| (1) 利用定員が 20 人以下 | 524 単位 |
| (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | 467 単位 |
| (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 437 単位 |
| (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | 426 単位 |
| (5) 利用定員が 81 人以上 | 412 単位 |

第4 就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 589単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 526単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 494単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 485単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 469単位 |

ロ 就労継続支援A型サービス費(II)

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 538単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 481単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 447単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 438単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 423単位 |

第5 就労継続支援B型

就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 589単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 526単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 494単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 485単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 469単位 |

ロ 就労継続支援B型サービス費(II)

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 538単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 481単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 447単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 438単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 423単位 |

●相談系サービス

第1 計画相談支援費

| | |
|---------------------|---------|
| イ サービス利用支援費 | 1,606単位 |
| ロ 継続サービス利用支援費 | 1,306単位 |
| 注1) 居宅介護支援費重複減算(I) | 703単位 |
| 注2) 居宅介護支援費重複減算(II) | 1,004単位 |
| 注3) 介護予防支援費重複減算 | 112単位 |

第4 就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 584単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 519単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 487単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 478単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 462単位 |

ロ 就労継続支援A型サービス費(II)

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 532単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 474単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 440単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 431単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 416単位 |

5 就労継続支援B型

就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 584単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 519単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 487単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 478単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 462単位 |

ロ 就労継続支援B型サービス費(II)

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 532単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 474単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 440単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 431単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 416単位 |

●相談系サービス

第1 計画相談支援費

| | |
|---------------------|---------|
| イ サービス利用支援費 | 1,611単位 |
| ロ 継続サービス利用支援費 | 1,310単位 |
| 注1) 居宅介護支援費重複減算(I) | 705単位 |
| 注2) 居宅介護支援費重複減算(II) | 1,007単位 |
| 注3) 介護予防支援費重複減算 | 112単位 |

●障害児入所系サービス

第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

（1）入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
737 単位

（2）入所定員が10人の場合

（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 625 単位

（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,444 単位

（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位

（3）入所定員が11人以上20人以下の場合

（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 541 単位

（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 950 単位

（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位

（4）入所定員が21人以上30人以下の場合
737 単位

（5）入所定員が31人以上40人以下の場合
619 単位

（6）入所定員が41人以上50人以下の場合
557 単位

（7）入所定員が51人以上60人以下の場合
539 単位

（8）入所定員が61人以上70人以下の場合
521 単位

（9）入所定員が71人以上80人以下の場合
503 単位

（10）入所定員が81人以上90人以下の場合
486 単位

（11）入所定員が91人以上100人以下の場合
467 単位

（12）入所定員が101人以上110人以下の場合

●障害児入所系サービス

第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

（1）入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
740 単位

（2）入所定員が10人の場合

（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 628 単位

（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,451 単位

（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位

（3）入所定員が11人以上20人以下の場合

（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543 単位

（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 954 単位

（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位

（4）入所定員が21人以上30人以下の場合
727 単位

（5）入所定員が31人以上40人以下の場合
611 単位

（6）入所定員が41人以上50人以下の場合
550 単位

（7）入所定員が51人以上60人以下の場合
532 単位

（8）入所定員が61人以上70人以下の場合
514 単位

（9）入所定員が71人以上80人以下の場合
496 単位

（10）入所定員が81人以上90人以下の場合
480 単位

（11）入所定員が91人以上100人以下の場合
461 単位

（12）入所定員が101人以上110人以下の場合

| | |
|---|---|
| 465 単位 (13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合 | 459 単位 (13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合 |
| 464 単位 (14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 | 458 単位 (14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 |
| 462 単位 (15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合 | 456 単位 (15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合 |
| 460 単位 (16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合 | 454 単位 (16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合 |
| 458 単位 (17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合 | 452 単位 (17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合 |
| 454 単位 (18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 | 448 単位 (18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 |
| 451 単位 (19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 | 445 単位 (19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 |
| 447 単位 (20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 | 441 単位 (20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 |
| 444 単位 (21) 入所定員が 191 人以上の場合 | 438 単位 (21) 入所定員が 191 人以上の場合 |
| 441 単位 | 435 単位 |

(※資料より抜粋)

福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて

● 福祉・介護職員処遇改善加算

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【新設】

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ（新）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【旧加算（Ⅰ）】

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、かつ（旧）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【旧加算（Ⅱ）】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の 90/100 を加算。

[算定要件] 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件うち、キャリアパス要件又は（旧）定量的要件のいずれかに適合しない場合

・福祉・介護職員 処遇改善加算（Ⅳ）【旧加算（Ⅲ）】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80/100を加算。

[算定要件] 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件うち、キャリアパス要件及び（旧）定量的要件のいずれにも適合しない場合

※定量的要件の実施期間

| （旧）定量的要件 | （新）定量的要件 |
|--|---|
| <p>【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）</p> <p>【内容】 平成20年10月から福祉・介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> | <p>【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>【内容】 平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> |

● **福祉・介護職員 処遇改善特別加算【変更なし】**

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

【サービス別加算率】 ※一部のみ掲載

| | 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 福祉・介護職員処遇改善特別加算 |
|------------|------------------|------------------|-----------------|
| 生活介護 | 3.1% | 1.7% | 0.6% |
| 施設入所支援 | 5.0% | 2.8% | 0.9% |
| 就労移行支援 | 4.9% | 2.7% | 0.9% |
| 就労継続支援A型 | 4.0% | 2.2% | 0.7% |
| 就労継続支援B型 | 3.8% | 2.1% | 0.7% |
| 福祉型障害児入所施設 | 4.5% | 2.5% | 0.8% |

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても無料でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、無料で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）